第二十一条第三項中「第十九条第四項」を「前項第一号又は第二号の規定による登録の抹消については第十九条第四項」に、「は、第一項第四号」を「を、前項第三号」に改め、「ついて」の下に「は同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第二十一条の三中「、第二十一条第一項第一号」の下に「若しくは第二項第二号若しくは第三号」を加える。

第四十六条の十一第二項中「第二十一条第一項第四号」を「第二十一条第二項」に改める。

（平成十五年改正法による改正前の公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に、前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法第四条第一号の規定に基づき行われた処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

（平成十五年改正法の一部改正）

第九条　平成十五年改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十条第二項中「二年」を「三年」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第十条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第五章の五」を「第五章の六」に改める。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

第一条　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「の職員」を「又は第二項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「行為」を「調査若しくは行為」に改め、「場合」の下に「又はその委任した者に第一項の規定による調査をさせる場合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

主務大臣等は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

第十四条第一項中「前条第一項」の下に「の規定による調査又は同条第二項」を加える。

第十八条第四項中「第十三条第四項」を「第十三条第一項中「特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該」とあるのは「第十八条第一項の確認を受けた」と、同条第五項に、「「地方公共団体」を「「地方公共団体」に改める。

第二十四条の二第一項中「以下」を「当該輸入品につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において」に、「、倉庫、船舶又は航空機」を「又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条において同じ。）」に、「を検査させ」を「若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

第二条　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　特定外来生物の防除（第十一条―第二十条）」を「第三章　特定外来生物の防除の原則（第十条）
第一節　主務大臣等による防除（第十一条―第十七条）
第二節　地方公共団体による防除（第十七条の二―第十八条）
第三節　国及び地方公共団体以外の者による防除（第十八条―第二十条）」に、「第五章　雑則（第二十五条―第三十一条）」を「第四章の三　要緊急対処特定外来生物（第二十四条の五―第二十四条の七）
第五章　雑則（第二十五条―第三十一条）」に改める。

第二条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第二条の次に次の四条を加える。

（国の責務）

第二条の二　国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。